

平成22年度 第4回税制調査会議事録

日 時：平成22年10月26日（火）17時30分～

場 所：合同庁舎4号館11F 第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。本日は、各府省からの要望のヒアリングを行います。

ヒアリング日程については、お手元の資料のとおりです。10月28日、11月2日も引き続きヒアリングを行い、各府省の要望事項について、一通り聴取したいと思います。その後、各府省からの要望事項については、昨年同様、財務・総務の政務2役がそれぞれ租特の見直し基準、いわゆる「ふるい」に基づく評価作業を行います。評価結果については、11月中旬を目途に通知できるよう作業を進めてまいります。具体的な日程については追って御連絡いたします。また、評価結果については、税調での議論のほか、随時調整協議の中で調整を進めてまいりたいと考えております。

なお、会議時間もありますので、各府省からの要望内容の御説明は時間厳守でお願いいたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、お手元にお配りしております各省ヒアリング予定表の順番に従って、まず内閣官房からヒアリングを行います。説明者の席を御用意しておりますので、そちらへ移動して御説明ください。時間が限られておりますので、時間内にメリハリのついた説明を心がけていただくよう、よろしくをお願いいたします。

内閣官房の要望について、お願い申し上げます。

○平野内閣府副大臣

内閣府副大臣の平野達男でございます。私の方からは、お手元にある資料「オンライン利用促進に係る税制上の特例措置（延長）」の御要望についての説明を申し上げたいと思います。

本件は、オンライン利用促進に係る税制上の特例措置につきまして、平成23年度から2年間の延長を要望するというものでございます。本件措置につきましては、行政手続におけるオンライン利用の促進を図るために、平成19年度に創設されました。その内容は下に書いてございますけれども、所得税及び登録免許税の2点の特例措置でございます。前者は各個人がオンラインにより所得税の確定申告をした場合に、一定額の税額を控除するというので、これは5,000円でございますが、ただし1回限りということになっております。こういう一定額の税額を控除するというのでございます。

後者は、司法書士さんあるいは個人でもいいんですけれども、不動産登記及び商業登記をオンラインにより申請した場合に、登録免許税の一定割合、登録免許税の10%、これも上限

5,000 円を軽減するという一方で、こちらは1回限りということではなくて、その1件1件についてこれを適用するというような仕組みになっております。

今回、今年5月に決定された、新たな情報通信技術戦略に掲げられた国民本位の電子行政を実現していくためには、さまざまな施策を推進することが必要でございますけれども、まずはオンラインの利便性を国民に直接実感してもらうことが必要だということでございまして、本件措置についても、2年間の延長を要望するというものでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。内閣官房の要望について、御質問、御意見等があれば、どなたからでも、どうぞお願いいたします。

それでは、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

コメントを2点させていただきたいと思います。e-Taxにつきまして、所得税の方でございしますが、オンライン利用率は現在計画された値を超えておる中、特例適用件数が低減しているという現状がございします。

一方、使い勝手が悪いというようなアンケートの結果もございしますので、特例の延長ではなくて、使い勝手を改善していく方がよろしいのではないかなと思います。

オンライン登記申請の方でございしますが、こちらもオンライン利用率の計画値を既に超えております。そういう意味では、合理性の観点から見直していく必要があるのではないかなと思います。

○平野内閣府副大臣

御指摘ありがとうございます。所得税の方につきましては、電子証明書の発行件数は増加しているということでございしますけれども、平成21年度現在では146万件ということで、全体の件数からするとまずそんな多くないというのは実態のようであります。今、政務官から御指摘がありましたように、1つは使い勝手の問題があるかと思っておりますけれども、この問題については引き続き検討していくということになると思っておりますが、この特例措置というのは是非残した方が拡大につながるのではないかなと思います。

登録免許税につきましては、平成21年度でいきますと、目標値を上回る54.8%ということで、目標より上回っているということになってはいますが、こちらの方も引き続き延長のお願いをしたいということでございします。

○五十嵐財務副大臣

そのほかどなたかございしますか。それでは、時間の関係もありますので、本日はここまでとしたいと思います。ありがとうございます。

次に内閣府からヒアリングを行います。

○平野内閣府副大臣

引き続き内閣府から「平成23年度税制改正要望」の説明をさせていただきます。内閣府か

らは、要望は全 11 本ございますけれども、私からは市民活動の促進等に関する要望 2 本と、地域活性化の推進に関する要望 1 本について説明をさせていただきます。

まず、市民活動の推進等でございますけれども、1 ページ目をごらんいただきたいと思います。特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置ということでございますが、認定特定非営利活動法人制度に係る税制改正要望につきましては、今年 4 月にとりまとめられました市民公益税制 P T 中間報告書の内容に基づいて要望させていただいているところでございます。

その主な内容につきましては、そこに書いてあるとおりでございますけれども、第一点は、所得税の寄附金控除に税額控除、国税が 40%、地方税が 10%を導入し、所得控除との選択制とすること。

第二は、パブリック・サポートテスト等の見直しでございます。この見直しの中には、寄附者数の絶対数基準の導入。地方の条例で指定した N P O 法人の要件の見直し。仮認定制度の導入。現在のパブリック・サポートテストの基準値を 5 分の 1 とする特例の恒久化。

第三点は、みなし寄附金の控除限度額の引き上げと個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げでございます。

期待される効果といたしましては、特定非営利活動法人の財政基盤の整備や、その活動の健全な発展が促進され、「新しい公共」の担い手の 1 つとしての活躍が期待されます。

3 ページ目、公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置でございますが、これにつきましても法定の基準に基づきまして、民間有識者なる第三者機関によって、事業の公益性、非営利性や運営の公正性、透明性等について認定を受けた「新しい公共」の主要な担い手として税額控除制度の導入などを要望しております。いずれも「新しい公共」の中の税制要望だということでございます。

次に総合特区の創設。これは新成長戦略の中にも位置づけられておりますけれども、総合特区の創設に係る税制要望でございます。

4 ページ、国際戦略特区及び地域活性化総合特区における税制上の特別措置でございます。総合特区制度は、今、申しましたように、新成長戦略の 21 の国家戦略プロジェクトとしてその創設が決定された国際競争力の強化、地域活性化を強力に推進する重要な施策であると考えております。政府の新成長戦略実現会議においても、総理より、総合特区制度については、政府一丸となって取組みを加速していただきたいと御指示をいただいたところでございます。

総合特区に係る税制の特例として、国際戦略総合特区について、要望の概要に書いてございますが、投資税額控除制度、特別償却制度、当該特区の区域に係る事業に関する課税所得を控除する制度。これら 3 つのうち 1 つを選択できる制度や、研究開発を実施した事業年度の法人税額の控除限度額等の特例措置を講じていただきまして、民間事業者の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点の形成を促進してまいりたいと考えてございます。

また、国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区に共通する措置として、地域活性化の実現を図るために、個人が地域戦略推進の担い手となる事業者に出資した場合の特例措置や、公益的な事業の用に供する不動産の登記に係る登録免許税の特例措置を講じていただきたい

と考えております。

なお、これら総合特区制度が本格的に機能した場合、国税の減収額は約 350 億円であるのに対し、経済効果は 9,400 億円と推計され、560 億円が追加的な税収として期待できると考えております。

長くなりました。以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。続けて末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

内閣府の末松と書いてある資料で説明させていただきます。大体 5・6 件なので、極めてポイントだけお話をさせていただきます。

1 枚目、男女共同参画の推進ということで、女性の再就職促進のための税制上の優遇措置でございます。これは鳴り物入りで、女性の再就職促進ということを菅内閣もうたっているわけですが、現在までのところ全くそういった優遇税制がございません。これを我が国初で税制をつくっていきこうというところが一番のポイントでございます。

2 ページをごらんください。ちょうど子育ての時期に女性が就業を希望したいんですけども、それができないという M 字カーブというのがございます。これを何とか解消したい。そういった意味で、企業で一定数、例えば 20 名以上を雇用した企業に、新たに雇用した職員の総人件費の 30% を法人税額から控除する。または 5 年以内に取得した建物等の資産の割増償却を認めるといった形で、女性の雇用を促進していく。これは必須であると思っています。ただ、この適用については、今、柔軟な適用ができるかどうか。適用者の拡大を更に検討しているところです。

2 番目が沖縄の振興でございます。沖縄は御存じのように完全失業率が 7.5% ということで、全国の 5.1% に比べてかなり高いんです。特に青少年の失業率が高い。そういった意味も含めまして、何とか沖縄の特性を踏まえて、観光や IT などの求人と求職のミスマッチを解消したい。あるいはもっと若者を就職させたいという意味で、これを提案しているところでございます。特に 2012 年 3 月に新たな沖縄振興特別措置法ができるまでの間、切れ目のない支援を沖縄にしていきたいということでございます。

4 ページをごらんください。これは沖縄路線航空機に対する航空燃料税の軽減措置です。これは極めて簡単でございます。今まで 1 kl 当たり全国で燃料税 2 万 6,000 円だったのが、今回 1 万 5,000 円になります。沖縄路線はその半額を負担しておりましたので、沖縄路線が 1 万 3,000 円からその半分になるということで 7,500 円をお願いしたい。これは物流、観光のために必須でございます。

5 ページ、PFI の推進でございます。新成長戦略で PFI 制度にコンセッション方式を導入するとわざわざ書き込んでおりますので、これを新たにコンセッション方式でやるということ。今、PFI 方式で 1999 年から 11 年間、2009 年までの間、4.7 兆円という計画がございました。これを今度の計画では今から 2020 年まで 11 年間で 10 兆円まで上げるという話

になっております。そのためには、コンセッション方式ということで減価償却として損金算入をするとか、PFIの対象事業を拡大していく。今まで不動産に限っていたのを動産も全部入れていくという形にしないと、10兆円はとても無理でございます。そういったことで是非そこはお願いしたい。

7ページ、防災対策でございます。これは新潟県の中越沖地震で、今まで倒壊した家屋、償却資産で特例の固定資産税や都市計画税を最初の4年間、2分の1に軽減するというところでございました。これを現地とも話し合いまして、現地の要望で家屋のみ2年間だけ延長してほしい。これを是非お願いしたいということでございます。

9ページ、地震防災対策用資産というものがございまして、緊急地震速報受信装置というのがございます。これが大体平均すると200万ぐらいなんですけれども、この装置を工場などに付ければ、20秒ぐらい前に地震をぱっと察知して、揺れが来たときには緊急遮断できるという装置でございます。これの使い勝手がよくなくて、今、3件ぐらいしかないんです。これをもっと使い勝手がいいようにしようとしておりまして、そのために今までの税制を1年間だけでございますが、延長していただきたいということでございます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。なるべく簡潔にお願いいたしたいと思います。ただいまの内閣府の要望について、御質問、御意見があれば、どなたからでもどうぞ。

○笹木文部科学副大臣

先ほど公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除の導入という御説明がありましたが、文科省としては給付制の奨学金事業を行う公益社団・財団法人について、同様の要望を行っております。

それと、個人住民税の適用下限額2,000円の引下げ、これも同様の要望を行っておりますので、是非お願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますか。

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

御要望について、すべての項目にわたって今後詰めていきたいと思いますが、主なものについてコメントを申し上げたいと思います。

まず、総合特区制度でございます。今の御要望は、国税部分の減免、プラスそれに連動する地方税ということになっておりますが、地域主権の観点から、地方が特区に関して自発性の確保と応分の負担を行う仕組みを、どのようにお考えになるのか。また、同様の政策目的を持つ要望が経済産業省の方から、アジア拠点化税制ということで出てきておりますが、この関係整理をどうするのか。制度の内容を今後よく詰めていただきたいと思います。

もう一点は、女性の再就職促進のための税制優遇でございますが、現在、雇用促進税制等

P Tが税制調査会の中に設置されて、今、議論を進めさせていただいておりますけれども、併せて育児支援策との関係について、厚生労働省の方とよく調整もしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○平野内閣府副大臣

ここではなくて、今、宿題をいただいたという形でよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○末松内閣府副大臣

私どもも検討してきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので、内閣府については、本日はここまでといたしたいと思えます。

次に総務省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくお願い申し上げます。

○内山総務大臣政務官

政務官の内山昇でございます。総務省の主要税制改正要望事項については、配付資料1のとおりでございます。時間も限られておりますので、本日は総務部門会議から御提示いただきました主要要望事項を中心に御説明いたします。

なお、次回の税制調査会において、地方団体との意見交換会が行われるところでございます。意見交換に出席する知事等の3団体を含め、6団体等の意見書を資料2として配付しております。税制調査会に提出をさせていただきたいと思えます。今後の審議に当たり、意見交換の場における意見と併せ、十分に反映させていただきたいと思えます。

それでは、主要税制改正要望の「1 情報通信関係」「2 郵政事業関係」につきまして、森田政務官からの御説明をまずいただきたいと思えます。

○森田総務大臣政務官

よろしく申し上げます。自分からは3点申し上げます。まず1点目が、「光の道」推進税制でございますが、2015年ごろを目途に、すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想が実現に向け動いております。その中でも大きな課題とされておりますのが、超高速ブロードバンドの利活用向上でございますが、これを推進するためにも公共機関が果たす先導的役割を活用した地域のブロードバンド事業の創出を図ることが非常に重要であると考えられております。

今回申し上げますのは、超高速ブロードバンドを活用した教育、医療などの分野における公共アプリケーションを公共施設に導入するために必要な設備を取得した事業者に対し、法人税及び固定資産税の優遇措置を適用するものでございます。「光の道」構想は、新成長戦略においても、その実現を目標として掲げており、ICTを徹底利活用した豊かな社会の実

現と持続的な経済成長、国際競争力の強化を図るために必要不可欠なものであると考えております。

よろしく願いいたします。

2点目が、地上放送施設デジタル化促進に係る課税標準の特例措置の拡充・延長でございます。アナログ放送は、御存じのとおり来年7月24日に終了する予定であります。そのために、円滑な移行に向け、さまざまな施策が講じられているところでございますが、それ以降も残念ながらアナログとデジタルの電波特性の違い等を原因とする難視聴地域が一部、数万世帯残ることが判明しております。こうした地域には、いわゆるホワイトリスト地区として、衛星放送からの番組供給を平成27年3月まで供給する予定でございますが、これらの放送は関東キー局の番組をそのまま流すだけでありますので、地域の情報に見合った情報を送ることができません。とりわけ問題視されるのが災害情報等であります。そのほかにも、画質が悪い、あるいはデータ放送がないとか、いろいろなデメリットがございます。このような特定の地域が被る不利益を早期に是正するために、当該地域における中継局等の設備を、これまで以上に促していくことが必要でございます。

以上のことから、本税制措置の期限を2年間延長して、平成25年3月31日まで延ばしていただき、新たな難視等の対策に関して万全を期してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

3点目は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設でございます。御存じのとおり、ゆうちょ銀行・かんぽ生命は、郵便局会社に継続的に業務を委託することが法的に義務づけられており、その委託手数料に関して消費税が発生しているところでございます。

他方で、一般的な民間金融機関におきましては、自前の店舗において直接サービスを提供しておりますので、日常的な本体業務において消費税の発生はあり得ません。

このように、政争の具として扱われ、強制的に分割され、そして業法に基づく一般会社として求められるすべての義務を果たしているゆうちょ銀行・かんぽ生命の税制措置においては、同業他社と比べ類例がないほど不利益な扱いを受けている現状でございます。これら2社の安定的な経営を確保することは、今後の郵政事業全体のユニバーサルサービスの維持のためにも大変重要なことでございまして、利用者の利便の一層の向上のためにもお願いしたいと思います。なお、平成22年度税制改正大綱において、国会や与党におけるこれまでの議論、郵政改革の基本方針等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービス担保のための政策の在り方の観点から、所要の措置の検討を行う旨が記述されているところであります。

また、本要望に関しましては、衆議院・参議院において消費税の減免などを含め、関係税制について所要の措置を行うことと御指摘をいただいておりますということも、併せて申し上げます。

よろしく願いいたします。

○内山総務大臣政務官

それでは、私の方から3番目、地方自治関係について配付資料1の5、6ページについて御説明を申し上げたいと思います。5ページの「過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長」、6ページの「過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長」を2点まとめて御説明したいと思います。

本年3月末に期限切れを迎えていた過疎法については、全会一致の議員立法により支援措置を拡充した上で、6年間延長されたところです。今後とも過疎地域の活性化のために、より一層積極的に取り組んでいく必要がございます。

要望事項は、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長及び過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長であり、いずれも過疎法に規定されている特例措置の2年間延長を要望するものでございます。

なお、衆参両院における議決時の決議を受けて、政府は3年後を目途に抜本検討に向け必要な措置を講じることとされていることにかんがみ、今般それまでの間という趣旨からも2年の延長を要望していることにも御配慮をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、総務省の要望について御質問、御意見等があれば、どなたからでもお願いいたします。

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

御要望すべてについて、今後詰めていきたいと思っておりますが、主なものについてコメントさせていただきます。

まず、「光の道」推進税制でございますが、受益者が特定の法人で、公平性・中立性の観点から問題があると思っております。とりわけこの税制は実質的に22年度改正が廃止された特定電気通信設備等の特別償却制度の復活・拡充要望であり、租特見直しの方向性とは少し相反するのではないかと考えております。

2番目の郵便貯金銀行等の支払う手数料に係る消費税の非課税措置の問題でございます。まず、消費税の根本的な考え方に反しているという点、そして、消費税の例外措置は公共性が高い事業や強制的に分割された企業にも設けられておりません。そういう意味で、課税の公平原則に照らして問題があると考えております。

3点目の過疎地域における特例に関する要望でございますが、御案のとおり両制度とも適用実績が極端に低調で、有効性の観点から見直しが必要ではないかと考えております。

○五十嵐財務副大臣

今の御指摘に何かございますか。

○内山総務大臣政務官

実績としまして、特別償却の実績が平成19年度は758件、償却額40億円。平成20年度は821件、償却額51億円。平成21年度は360件、償却額19億円という実績がございます。

○森田総務大臣政務官

まず「光の道」から申し上げますが、特定の企業に偏りがという御指摘をいただいたわけですが、今回お願いしておりますのも医療機関あるいは教育機関、そして行政機関に関わるところでございますから、広い公共性があるということを付言したいと思っております。

そして、郵貯・簡保の税制に関しましては、強制的に分割された会社においてもというのは、去年の税調でも恐らく議論があったところと承知しておりますけれども、例えばその事例は、NTTなどを想定されてらっしゃるんだろうと思っておりますが、今回、郵貯・簡保とNTTが決定的に違うところは、法律で郵便局会社に窓口業務を委託しなければならないと定められているところであります。NTTにおいては分社化された会社間における取引を強制されるものは一切存在しないというところに関して、御理解をいただければと思っております。

○尾立財務大臣政務官

1点だけ、適用実績の数字が極端に両省で違いますもので、ここは後ほどすり合わせをさせていただきますと思います。

○内山総務大臣政務官

わかりました。

○五十嵐財務副大臣

また別途、両省間のすり合わせ等もあるかと思っておりますので、他によろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もありますので、本日は総務省についてはここまでといたしたいと思っております。

次に法務省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、やはりメリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守でよろしくお願いいたします。

○小川法務副大臣

まず1点は、登記申請のオンライン化でございます。先ほど内閣官房からも申請がございました。従来、窓口にて紙で申請するものをオンラインで申請するというところでございます。大変に事務処理が合理化されます。

そしてまた適用されますと、オンライン利用数が年々伸びております。25年度の目標値は50%程度でございますが、今ここで更にこれをしっかりと支えていただきたいということでございます。

2番目はその裏でございます。現在、更生保護法人、犯罪者が出所した後、再犯を起ささないためのさまざまなケアをするということ。また、日本司法支援センター、法律扶助でございますとか、国選弁護でございますとか、そうしたさまざまな点で国民に司法の手を差し伸べたいという制度でございます。現在これに対する寄付につきましては所得控除になっております。所得控除ですと税率が低い低所得者については、余り恩恵が多くないということでございますので、これを税額控除にさせていただきたい。これも先ほど内閣府の方からも要請がございましたが、そうした法務省に係る団体につきましても税額控除をしていた

だきたいという要望でございます。

よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、法務省の要望について、御質問、御意見等があれば、どなたからでもお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

内閣官房のときにも申し上げた点ですが、オンラインの登記申請については、利用率の目標値をもう既に達成しているという点。更に、法務省の方では、煩雑で利用しづらいという声を反映して、今、新システムの開発、運用を来年の2月から予定されていると聞いております。そういう意味で、この新しいオンラインシステムで相当利用率の向上が見込まれるのではないかと思います。

もう一点、個人が更生保護法人、日本司法支援センターに寄附を行った場合の税額控除の問題でございます。これについては、市民の関わりの度合いや、また運営の透明性など、しっかりと踏まえた検討が必要かと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

御意見はありますか。

○小川法務副大臣

新しい制度の方は、現在このオンラインの他の分野と一緒にしているものが使い勝手が悪くということございまして、トータルで申請するものについては、それを切り離してやるということでございますので、今のオンライン申請と基本的には同じものの継続でございます。

○五十嵐財務副大臣

法務省について、何かございますでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、法務省については、本日はここまでといたしたいと思います。

次に、文部科学省からヒアリングを行います。時間が限られておりますので、メリハリのついた御説明を簡潔に行っていただき、時間厳守でよろしくお願いを申し上げます。

それでは、笹木副大臣お願いします。

○笹木文部科学副大臣

文部科学省から御説明をいたします。

本年度の文部科学省の税制改正要望については、政府の方針である「新しい公共」や「新成長戦略」等の実現に向けて、全部で15本の要望を提出しております。

具体的には、新しい公共の形成を促進するための、日本版「プランド・ギビング」信託の創設、そして学校法人等への個人からの寄附の税額控除の導入等の寄附税制の抜本的な拡充

要望を中心に据えております。その他、教育、文化、スポーツ、科学技術全般にわたって要望を提出しております。

この「新しい公共」ということを考える上で、教育、文化、スポーツ、特にその発展が期待されている分野であろうかと思えます。

アメリカでこの「プランド・ギビング」などによつての寄附の総額というのは、22兆円を超えていると聞きます。こういう国民、市民が公共的な活動を資金面から支え合う寄附金税制の拡充を是非お願いしたいと思えます。

では、主な要望事項の説明をします。2ページをごらんになってください。

今、日本版「プランド・ギビング」のお話をしましたが、日本の実情にも合わせた本制度を導入した場合、寄附者自らが希望に沿った非営利団体を探したり、あるいは寄附した財産の用途を調査したりする必要はなくなります。そういう意味で、寄附する者にとって負担が軽減されることとなります。

また、主たる利用者になると見込まれる高齢者の安心確保、社会貢献、社会参画の促進にも資するものと考えております。高齢者から社会へのいろいろなお金の供出というか、流れというのを促すことにもなると考えております。

その次は、地域住民同士による公共活動を担うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和をお願いしたいと思えます。

例えば総合型地域スポーツクラブ等、地域住民のだれでもが参加できる事業があります。こういうだれでもが参加できる事業については、会員の会費によって成り立っているとかというところが公益的な活動だと主張される方もおりますが、だれでもが参加できる事業ということについては、是非そこを緩和していただけたらと思つて、要望しております。

次に、個人からの寄附の税額控除の導入です。

これは先ほど、内閣府からの要望にもありました。特に給付制奨学金の事業を行っている公益社団・財団法人については、今、学生が非常に経済的に厳しい状態に置かれている。そういう学生、若者が多いわけですから、その中で、先ほどの内閣府の要望ともども御議論いただけたらと思えます。

そのほかには、能楽堂、劇場、音楽堂等の文化、芸術の公演のための施設における減免措置の拡充、あるいは図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設というものも併せて強く要望しております。

どうかよろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、文部科学省の要望について、御質問、御意見等があれば、どなたからでもどうぞお願い申し上げます。

それでは、尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

それでは、主なものについて、コメントを申し上げたいと思えます。

まず、日本版「ブランド・ギビング」信託制度でございますが、この制度は寄附金控除の対象となっていない団体に対して、信託を利用して寄附しただけで寄附金控除の対象とするということになっております。そういう意味で、現行の寄附金控除の枠組みを大きく逸脱しておりますので、慎重な検討が必要かと思っております。

また、新しい公共の担い手を育成していくということについて大変重要かと思っておりますが、地域住民同士のNPOの関わる認定要件や、また個人が学校法人に寄附を行った場合の税額控除の導入、これはそれぞれ税制優遇の対象としてふさわしいか、実態を踏まえて検討をさせていただくことが必要かと思っております。

あと、御説明がございませんでしたけれども、この中で寄附金控除への年末調整の導入ということも御要望いただいておりますが、これは源泉徴収義務者の相当な事務負担が予想されます。そしてまた、御案内のとおり、申告納税制度というものを我々は方針としておりますが、その拡大の方向と逆行する形になりますので、これも慎重に進めなければいけないと思っております。

また、文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設でございますが、現在、寄託された文化財が公開をされるという担保がされておられません。そんな中で、本当に税制優遇だけ認めていいのか。まず、公開と公共のためにこれが供されるという担保をとっていただくのが大事なことはないかと思っております。

もう一つ、国立青少年教育振興機構と日本スポーツ振興センターに指定寄附金制度を導入せよということでございますが、この指定寄附金制度というのは、恒常的また継続的な事業に充てる寄附にはなじまないものでございます。

そしてもう一点として、この独立行政法人は特増ということで、もう既に寄附優遇制度が備わっておりますので、これをもっとしっかり活用していただくべきではないかと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

まず「ブランド・ギビング」について、おっしゃるニュアンスもある程度理解はできるのですが、ただ、ここら辺はまた今後の議論の中でですが、この公益と私益が混じっている部分はどうかとか、あるいはそこを仮に切り分けるということが可能なかどうか。そうしたことも含めて、また検討もしていただきたいし、議論もしたいと思っております。

寄附金控除の年末調整についておっしゃる面はわかるのですが、一方で、年末調整の対象とすることで、寄附者の負担軽減、寄附の増加が見込まれるというメリットもあるわけですね。その両方のメリット、デメリットを考えて検討を詰めていくべきなんだろうと認識しております。またよろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

また、引き続き議論、協議は行われると思いますので、よろしく願いをいたします。いいですか。

○尾立財務大臣政務官

はい。

○五十嵐財務副大臣

それでは、御協力をいただきまして、ありがとうございます。時間の関係もありますので、本日は文部省についてもここまでといたしたいと思います。

次に、厚生労働省からのヒアリングを行います。たびたびで大変恐縮でございますが、時間が限られております。是非メリハリのついた説明を心がけていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、小宮山副大臣お願いします。

○小宮山厚生労働副大臣

厚生労働副大臣の小宮山洋子でございます。ちゃんとストップウォッチを持って、時間管理に協力をしたいと思っております。

社会のセーフティネットとしての社会保障施策、労働施策を着実に実施していくことが重要だと考えておりました、厚生労働省がとりまとめて要望している項目が32項目、他省庁と共同で要望しているものが18項目ございます。来年度の厚生労働省の要望については、新設、拡充の要望については必要性の高い項目に絞った上で、社会保障に関する経費の安定財源を確保するための要望や、たばこ税の税率引き上げ要望を行うこと。また、廃止、縮減を要望する項目があることから、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に沿ったものであると認識しています。

それでは、資料に沿いまして、厚生労働省の要望のうち、主なものを説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

これは国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制することを目的としたたばこ税の税率の引き上げです。これは厚生労働省の部門会議の重点要望でもあります。たばこ税の税率の引き上げは、健康の保持、増進の観点から要望をいたします。喫煙をする男性は、非喫煙男性に比べて、肺がんによる死亡率が約4.5倍。40歳時点でたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より3.5年短くなっています。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約、FCTCの締約国として、たばこの課税に関する措置を取ることは条約の中で求められています。本年10月より、1本当たり5円、税にしますと3.5円、1箱当たり約300円から約410円に引き上げられましたけれども、それでも日本のたばこの価格は、税も価格も諸外国に比べて相当程度低くなっています。諸外国の平均は600円です。

平成20年におきましては、たばこの価格は約300円で、男性の喫煙率は36.8%ですが、ある研究の推計によりますと、たばこの価格が600円になりますと、男性の喫煙率は約25%

から 31%になると考えられています。また、未成年の喫煙防止には最も役立つのが、たばこの価格の引き上げということでございます。

具体的な引き上げの額については、今後、税調で議論をしていきたいと考えますが、先進国並みの 600 円ぐらいには引き上げていただきたいと厚生労働省からは要望させていただきたいと思っております。

続きまして、2 ページ目に移ります。医療に関する税制として、4 つ説明をさせていただきます。

医療機関に対する事業税の特例措置の存続も厚生労働部門会議の重点要望です。この要望は、医師不足や医療崩壊が叫ばれる中、地域医療を守るために不可欠だと考えています。この特例措置につきましては、昨年の税制改正大綱で、1 年間真摯に議論をし、結論を得るとされておりまして、現在、総務省と厚生労働省の事務レベルで論点整理をしています。今後、税調で議論をしていきたいと考えています。

次に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設につきまして、説明をいたします。

医療法人の理事長が亡くなって、子どもが親の病院を継ぐ場合に、相続税等を支払うために多額の法人資産が流出することによりまして、医業の継続が困難になり、地域住民に医療を提供できなくなるおそれがあります。この要望は、地域医療を継続するため、今後相続税等の問題が生じない、出資者が出資持分を放棄した持分なし医療法人への移行を条件として、猶予税制を免除するものです。

次に、3 ページ目です。高額な医療機器、医療安全に資する医療機器に関する特別償却制度の適用期限の延長についてです。

この要望は、医療機関が高額な医療機器等を購入する場合の特別償却制度を延長し、質の高い医療を提供することができる医療機器の導入、早期買換えを促進するものです。

例えば体内を撮影する小型カメラである内視鏡等は、現在の水準の医療を提供するのに必須の機器ですが、高額であり、こうした医療機器の購入は、医療機関の経営を圧迫する要因の 1 つとなっています。

また、医療安全の確保に向けた不断の取組みが求められていまして、一度に服用する薬をそれぞれ包装する自動調剤分包機などの医療安全に資する医療機器の導入が必要だと考えています。

次に、試験研究費の総額に関する税制控除制度の拡充です。これは経産省がとりまとめたものですが、医薬品開発の成功率というのは極めて低く、0.005%です。新薬を開発するためには、多額の研究開発費を投入する必要があることから、医薬品の開発に対する継続的、安定的な支援措置が必要です。

この表でもごらんいただけますように、欧米の製薬企業は、法人実効税率の引き下げや研究開発税制により、日本の製薬業界に比べて、法人実効税率が低くなっています。日本の製薬企業上位 4 社平均の実効税率が 33.8%、海外の製薬企業主要 10 社平均の実効税率が 21.1%

となっています。

こうしたことから、日本企業が欧米と競争していくためには、研究開発税制を維持・拡充し、ライフイノベーションを推進することが不可欠だと考えています。

次に4ページです。福祉関係ですが、これは「譲渡所得に関する特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充」で、これも厚生労働部門の重点要望となっています。

子どものための保育所や高齢者のための老人デイサービスセンターについては、そのための土地の譲渡を行う際、土地収用法の事業認定を受けずに、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除（5,000万円）の適用が受けられます。

しかし、障害者のための通所サービスやグループホーム等については認められていないため、同様の措置を求めるものです。障害者の方が施設から地域で暮らしていただくことができるよう、通所サービス等の支援を拡充していくことが必要であると考えています。

次に5ページ目です。年金・雇用関係です。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の存続についてです。

適格退職年金は受給権保護の仕組みが弱いことから、平成13年の企業年金制度改革によりまして、10年の猶予期間で平成23年度末に廃止することが決定されました。

事業主はそれまでに順次適年をやめ、他の企業年金等へ移行することとなっています。この要望は件数が少ないんですけれども、企業が倒産するなどによって制度的に企業年金等に移行できないものについて、引き続き給付時等の課税について優遇措置を継続するものです。

なお、要望している以外の適年については、関係省庁や生命保険会社、信託会社と連携して、期限内の移行を促すとともに、移行手続の簡素合理化等により円滑な移行を推進していきたいと考えています。

また、企業年金の関係では、本年度末までに課税が凍結されている企業年金等の積立金に対する特別法人税に関する要望も行っているところをございまして、よろしく願いをいたします。

また、障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置の延長についてです。

この要望は、障害者を多数雇用する事業所について、機械等の割増償却制度や固定資産税、不動産取得税に係る特例措置を延長するものです。

新成長戦略に掲げられました2020年までの目標である障害者の実雇用率1.8%の達成に向けて、障害者の方を数多く雇用する事業所を税制上も支援していくことが必要であると考えます。現在の実雇用率は1.63%です。

そのほか、雇用促進税制につきましてはPTで検討しているところですが、これから伸びていく分野で雇用を伸ばしていくことが重要であると考えています。また、先ほどNPO法人に対する寄附金税制の要望について内閣府から説明がございましたが、厚生労働省からは、現行では所得控除方式のみ認められている社会福祉法人に対する寄附税制についても同様の要望をしております。

最後に、来年度の主な税制改正要望については以上でございますが、安心して暮らせる社会を実現するためにも是非、要望を実現していただきたいと考えております。

以上でちょうど10分でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。持ち時間の範囲内ありがとうございます。

それでは、厚生労働省の要望について御質問・御意見等があればどうぞ、どなたからでもお願いいたします。

それでは、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の件ですが、たばこ税の増税があるのでペイ・アズ・ユー・ゴーであるという御主張も含めて、尾立政務官の方から御指摘をお願いします。

○尾立財務大臣政務官

まず、最初に御説明をいただきましたたばこ法制の見直しについてでございますが、御指摘のとおり、平成22年度の税制改正大綱においても記載されており、重要な検討課題であると思っております。

ただ、この検討に当たっては、同大綱にも書いてございますが、増税の各方面に対する影響、葉たばこ事業者の方や小売の方々に対する影響もよく見極めて、それを踏まえて議論を進めるということも書いてございますので、その辺りはしっかり検討していきたいと思えます。ただ、同じ要望で、財政金融部門からは慎重にというような御意見もあるということだけ、まず御提起だけさせていただきたいと思えます。

もう一点目は、2ページ目で御説明をいただきました医療関係の「(2) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設(相続税・贈与税)」でございますが、医療崩壊の中、本当に大切な課題ではございますけれども、厚生労働省さんの御主張ですと、本要望の政策目的は持分ありから持分なし法人への移行を促進するんだということでございますが、実は厚生労働省さん御自身の法律上、また政策評価上、実はこの明確な位置づけがないという実態もございます。

したがって、税制優遇措置を導入するのであれば、まず厚生労働省において、この持分なし法人への移行促進に関して、どのような観点でお進めになるのか。また、法整備が必要ならば必要ということで、そういう対応をまずさせていただくのが肝要かと思えます。

○五十嵐財務副大臣

私からも、2年連続のたばこ税増税が果たして増収につながるのかどうかというのはよく検討しなければいけないと思えます。

それでは、小宮山副大臣、どうぞ。

○小宮山厚生労働副大臣

たばこについて、私に言わせると幾らでも言うという感じもございますが、先ほど尾立さんから各方面に対する影響も見極めてとございましたけれども、やはりこれはFCTCの中で、たばこ価格についてもちゃんとやるようにということを国際条約で言われておまして、見極めていっている間にも毎年、たばこのことがなければ失われたい命が失われているということ

も考えますと、これは勿論、税収も税調としてはありますが、まずはやはり健康の面から一番効果のある価格政策を取るということは、先進国並みに取るということは私は是非必要であると考えております。

それで、いろんな試算がございますので後ほどまた議論の中で出したいとは思っておりますけれども、さまざまな研究の中でも700円台までは税収は減らないというような試算もございますので、後ほど議論の中で、これはなるべく上げることによって健康被害を防ぎたいと思いますが、残念ながら依存性が高いので、そう一度には、本数は減っても減りはしないということから、700円台までは税収は減らないという試算も出ております。そのことを申し上げて、たばこのことはまたこれからしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

それから、医療法について、この持分のない医療法人へということ、厚労省の中でまずその取組みをとという御趣旨かと思っておりますけれども、医療法におきまして、平成18年改正によって、今後設立される医療法人は持分のない医療法人のみといたしまして、既存の持分のある医療法人につきましても、経過措置として当分の間、存続することとしていまして、持分のない医療法人が医療法人制度の基本となっております。また、医療法におきまして、既存の持分のある医療法人に存続期間を設けることは財産権の問題もあり、これは困難である。今後の取組みといたしましては、方向性としてこういうことを医療法の改正でやっているということだけ申し上げておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

よろしいですか。ほかにありませんでしょうか。

笹木副大臣、どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

先ほどからペイ・アズ・ユーズ・ゴーという原則についていろいろお話といたしますか、指示もあるんですが、一面では是非、これは文科省ということだけではなくて、例えば先ほどのブランド・ギビングであればまちづくりとか福祉、そうしたことをやっている団体に対してもいろんな横断的な検討が必要で、確かに税収は一時的に減るわけですが、文科省が要望しているものだけで考えても税収は50億円ほど減ります。しかし、公共的な活動に対する寄附の流れがその6倍は最低でも出るだろう。そういう試算があるわけです。

先ほど、アメリカのブランド・ギビングなどは22兆円というお話もしました。是非、そうした視点から総合的に議論をこの場でしていけたらありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

それはいろんな角度から御協議、それから議論をしていきたいと思っておりますが、各府省におかれましても既存の租税特別措置等で倒せるものがあるかないかということをよく吟味いただきたいということだと思っております。

○笹木文部科学副大臣

今、御指摘があったので付け加えますと、文科省のことで言いますと、昨年度の税制改正要望で 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ措置の廃止を提案して、財源としては 1,500 億円を新たな財源として浮かせております。しかし、その一方で我々が獲得したのは 3 億円というかなり厳しい結果が出ておりますので、昨年とかそうしたことも含めてよく見ていただけたらありがたいと思います。

○尾立財務大臣政務官

反論ではないですけども、高校の無償化で 4,000 億円というものもありますからね。

○笹木文部科学副大臣

それもよくわかるんですが、税制でということ、その中でというお話でもあるので、今、その例を挙げたわけです。

○五十嵐財務副大臣

ほかに、どうぞ御自由に。

○小宮山厚生労働副大臣

私に対しては終わりでいいですか。

○五十嵐財務副大臣

はい。

それでは、厚生労働省もここまでとしたいと思います。

何かほかにございますか。

それでは、小川副大臣、どうぞ。

○小川法務副大臣

登記のオンライン申請で、私どもはオンライン利用率がまだ目標を超えていないということで 50%が、まだ半分ぐらいしかないんですが、政務官の方からもう達成しているという御指摘をいただきまして、その食い違いがなぜかと思いましたが、謄本の証明書の交付に関しましては達成している。ただ、私どもが求めている申請につきましてはまだ半分でございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

1 つだけ、内閣府から女性の再就職促進のための税制上の優遇措置というものがございましたが、雇用促進税制を別途検討しているわけでありまして、また厚労省もこれについてはいろいろなメニューを用意されているようでありますけれども、これは全く別件というよりも、何らかのドッキングさせた考え方ができるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

末松副大臣、どうぞ。

○末松内閣府副大臣

私の方も、それはまさしくドッキングと一緒に考えていきたい。そういうことでお願いしたいと思います。非常に看板政策になりますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○笹木文部科学副大臣

1点付け加えたいんですが、図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置についてですけれども、これは昨年度の税制改正大綱では本年度に結論を得るものとされておりますので、是非、その点については認識をしていただけたらと思います。

○五十嵐財務副大臣

今後、協議を進めます。

それでは、よろしゅうございますか。皆様が大変御協力をいただきましたので、ありがとうございました。スムーズに本日のヒアリングが終わることができたと思います。

次回は10月28日木曜日の税制調査会でございますが、まず地方団体との意見交換を行います。その後、本日に引き続き、各府省からのヒアリングを行います。時間は午後5時30分から午後7時30分まで、本日と同じ場所で開催しようと考えております。

次回会合は、お手元に配付している要領で行います。午後5時30分から地方団体との意見交換で、30分間の説明、30分間の質疑。午後6時30分から農林水産省のヒアリングで、15分間の説明、15分間の質疑。午後7時から経済産業省のヒアリングで、15分間の説明、15分間の質疑でございます。

時間が限られておりますので、本日と同じようにメリハリのついた説明を心がけていただき、時間厳守をお願い申し上げます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、記者会見は間もなくこの場所で行います。会見に参加されない方は速やかに御退室をお願いいたします。

ありがとうございました。散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。